

令和4年12月1日

お客さま 各位

豊橋信用金庫

ローン商品における相続発生時の取扱いについて

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、これまで当金庫ローン商品の一部において、ご契約者さまが亡くなられた際に、「相続の開始があったとき」を理由として、期限の利益を喪失させ一括返済を請求する場合があります。今後はこの取扱いを改め、「相続の開始があったとき」のみを理由として、期限の利益を喪失させ一括返済を請求しないことといたしました。

なお、以前よりローン商品をご契約していただいているお客さまにつきましても「相続の開始があったとき」を理由として期限の利益を喪失させ一括返済を請求することはございません。

当金庫ローン商品を相続された場合には、ご返済などの相続手続きにつきましてお取引店舗にご相談いただきますようお願い申し上げます。

以 上